

2012 年 3 月 29 日

国際協力機構南アジア部南アジア第 3 課

1. 案件名（国名）

国名： スリランカ民主社会主義共和国

案件名： 自航式グラブホッパー浚渫船供与計画

The Project of Procurement of a Self Propelled Grab Hopper Dredger

2. 事業の背景と必要性**(1) 当該国における漁業セクターの開発実績（現状）と課題**

スリランカの漁業活動においては生産・流通の基盤となる漁港の整備が重要であり、現在 17 の漁港が整備されている他、近々 2 港が新しく開港されることになっている。加えて、内戦が終結したことによりこれまで使用されていなかった北部における漁港も再開港することになっている。しかしながら、これら全ての漁港は漂砂の影響を受けて沈泥が堆積し、漁船の運航に影響が出る等の問題が生じている。かかる背景を受け、セイロン漁港協会（CFHC）は過去 3 年間に亘り各港底の沈泥を測定したところ、毎年一港あたり 1 千～3 万 m³ の沈泥が堆積していることが確認され、今後開港する港や北部の港も含めると計 20 万 m³/年の沈泥が堆積することが判明した。堆砂の影響により水路が浅くなり、漁船の運航等に影響を及ぼすことから、各港において浚渫の必要性が生じている。しかしながら主に利用可能な浚渫船は 22 年前に我が国の無償資金協力を通じて調達された 1 隻しかなく、既に老朽化していることに加え、本一隻のみで全国に散在する漁港の維持浚渫は実質的に困難であることから、本堆砂量に対応できる新たな浚渫船の増備が喫緊の課題となっている。

(2) 当該国における漁業セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

スリランカの漁業セクターは GDP の 1.2% を占めており、直接雇用は 15 万人、間接雇用も含めると 65 万人の雇用を生み出すセクターである。また水揚げ高は現在 34 万トンと毎年約 7% の伸びを示している。スリランカの国家計画である「マヒンダ・チンタナ」（2006～2016）においても漁村の生産性・収益性の向上のためには漁港の更なる維持管理や改修が必要とされており、本事業はスリランカの開発政策に合致するものである。

(3) 漁業セクターに対する我が国の援助方針

対スリランカ国別援助計画では「中・長期開発ビジョンに沿った援助計画」が支援の柱の一つとなっており、援助重点分野「貧困対策支援」の中の「生活基盤及び経済基盤の整備」において水産業の経済基盤の整備に係る支援が謳われている。本事業は既存の漁港の浚渫を通して水産業の経済基盤を整備するものであり、我が国の援助方針と合致するものである。

(4) 他の援助機関の対応

アジア開発銀行（ADB）は、「水産資源増強及び品質向上事業」（2003～10 年）を通じて魚の鮮度向上や漁業に係る企業家の育成支援等を行っている他、「沿岸部保全事業」（2000～10 年）はオランダと共に水産物の鮮度を確保する等による市場性の確保のための支援等を行っている。また 2004 年 12 月のスマトラ沖地震による津波後には漁民の生活の復旧・復興支援が世界銀行や ADB 等によって実施された。

3. 事業概要**(1) 事業の目的**

自航式グラブホッパー型浚渫船を供与することにより、スリランカ漁港の円滑な利用を図り、もってスリランカの漁業セクターの発展に貢献するもの。

- (2) プロジェクトサイト/対象地域名
スリランカ国内の漁港
- (3) 事業概要
自航式グラブホッパー浚渫船 (協力準備調査にて確認)
- (4) 事業実施体制
事業実施機関：セイロン漁港協会 (CFHC)
- (5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発
 - 1) 環境社会配慮
 - ① カテゴリ分類：C
 - ② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布) 上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
 - 2) 貧困削減促進等：協力準備調査にて確認
- (6) 他スキーム、他ドナー等との連携：特に無し。
- (7) その他特記事項： 協力準備調査にて確認

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

同分野の類似案件から想定される堆積土砂に対し浚渫船のスペックが必ずしも十分ではなかったことや、先方維持管理体制が不十分であったことにより、適切な航路・泊地の維持管理がなされなかったとの教訓が得られている。またスペックの決定に際しては堆砂状況を十分に踏まえて行うとともに、供与した浚渫船を活用した浚渫が適切に行われるようスリランカ政府が予算措置を行うように促すなど、政府関係機関等に対する働きかけを行うことが重要との教訓が得られている。

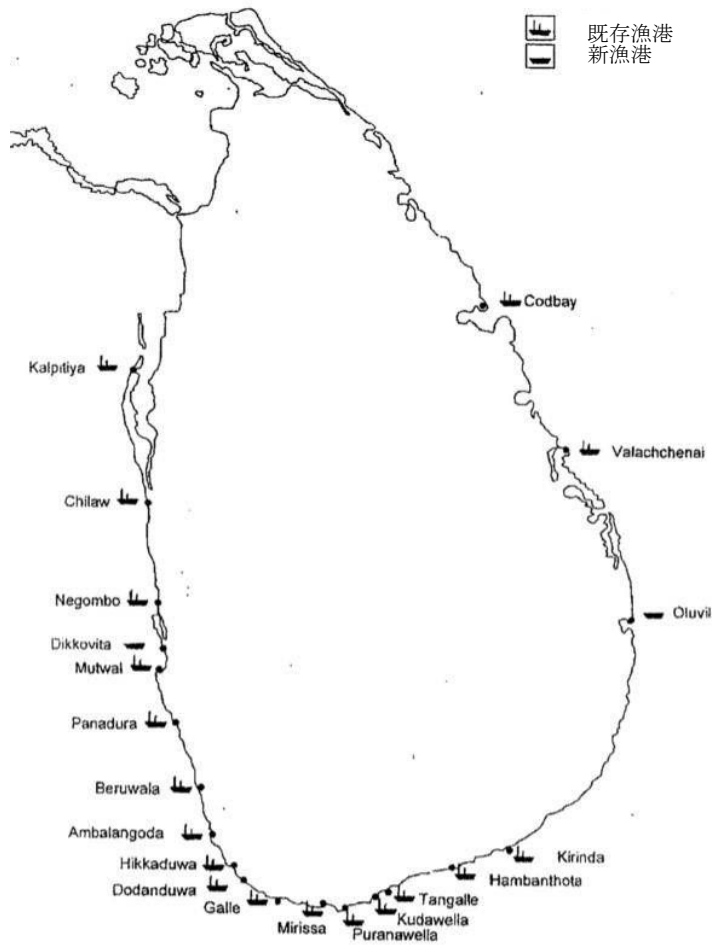
(2) 本事業への教訓

本教訓を活かし、本事業終了後も CFHC と密に連絡を取り、浚渫船の適切な維持管理を促し、浚渫が適切に行われるよう指導することとする。

以 上

地図

スリランカ漁港地図



自航式グラブホッパー型浚渫船設計案

ANNEXURE 05

